



目 次

人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(2)(給与課)..... 1

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年2月21日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この

条において「削除別表細目」という。)を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

別表第3の3(第2条の2関係)

公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
略	
2 級	1 巡査長の職務 2 略
3 級	1 主任の職務 2 相当困難な業務を処理する巡査長の職務 3 略
4 級	1 係長の職務 2 相当困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する巡査長の職務
5 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 4 略 5 困難な業務を処理する主任の職務
6 級	1 警察本部の次席又は相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察署の次長又は相当困難な業務を所掌する課の長の職務 3 困難な業務を分掌する係の長の職務 4 略
7 級	1 警察本部の困難な業務を処理する次席又は課長補佐の職務 2 警察署の困難な業務を処理する次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 3 略
略	

改 正 前

別表第3の3(第2条の2関係)

公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
略	
2 級	1 主任の職務 2 略
3 級	1 係長の職務 2 相当困難な業務を処理する主任の職務 3 略
4 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 4 困難な業務を処理する主任の職務
5 級	1 警察本部の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察署の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 3 困難な業務を分掌する係の長の職務 4 略
6 級	1 警察本部の次席又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察署の次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 3 特に困難な業務を分掌する係の長の職務 4 略
7 級	1 警察本部の困難な業務を処理する次席の職務 2 警察署の困難な業務を処理する次長の職務 3 略
略	

9 級	困難な業務を所掌する警察署の署長の職務
10 級	1 警察本部の部長の職務 2 略

別表第3の11(第2条の4関係)

公安職給料表級別資格基準表

試験	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級								
		正規 の試 業程 度 略	大学卒		0	1	1	4	5	4	9	2	11	2	13	2	15	2	17
略		略																	

備考 略

別表第5(第3条の2関係)

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	2級5号給
略		

9 級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の署長の職務
10 級	1 警察本部の困難な業務を処理する部長の職務 2 略

別表第3の11(第2条の4関係)

公安職給料表級別資格基準表

試験	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級										
		正規 の試 業程 度 略	大学卒		0	2	2	3	5	5	10	4	14	2	16	2	18	2	20	2	22
略		略																			

備考 略

別表第5(第3条の2関係)

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	1級6号給
略		

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	警察本部	略	隊 員	分 隊 員 分 隊 員	係 長 小 隊 長 専 門 官 分 隊 長	通信指令 長 交通規制 官 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 係 長 小 隊 長 専 門 官 分 隊 長	略	検 視 官 次 席 副 隊 長 指 導 官 通信指令 長 交通規制 官 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 係 長 小 隊 長 専 門 官 分 隊 長	略	参 事 官 首席監察 官	略
	警察学校		見 習 生	助 教 官	係 長 教 官 助 教 官	主任教官 係 長 教 官 助 教 官		主任教官			校 長
	警 察 署				係 長 専 門 官	課 長 係 長 専 門 官		次 長 指 導 官 課 長		倉吉警察 署及び境 港警察署 の署長	鳥取警察 署、倉吉 警察署、 米子警察 署及び境 港警察署 の署長
	共 通			主 任 巡 査 長 係	主 任 巡 査 長 係	主 任 巡 査 長 主 幹		主 査			

備考 略

改 正 前

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	警察本部	略	分 隊 長 隊 員	係 長 小 隊 長 専 門 官 分 隊 長 隊 員	通信指令 長 交通規制 官 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 係 長 小 隊 長 専 門 官 分 隊 長	通信指令 長 交通規制 官 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 係 長 小 隊 長 専 門 官	略	検 視 官 次 席 副 隊 長 指 導 官	略	部 長 参 事 官 首席監察 官	略
	警察学校		助 教 官	係 長 教 官 助 教 官	主任教官 係 長 教 官 助 教 官	主任教官 係 長 教 官				校 長	
	警 察 署			係 長 専 門 官	課 長 係 長 専 門 官	課 長 係 長 専 門 官		次 長 指 導 官		鳥取警察 署、倉吉 警察署、 米子警察 署及び境 港警察署 の署長	
	共 通			主 任 巡 査 長 係	主 任 巡 査 長 係	主 任 巡 査 長 主 幹		主 査			

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第1条中職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第5の改正及び次項から附則第5項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成15年4月1日以後に新たに職員となり、公安職給料表に定める職務の級2級に決定された者(第1条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の初任給規則」という。)別表第5の試験区分欄の大学卒業程度の区分の適用を受けた職員に限る。附則第5項において「新職員」という。)のうち、その者の号給の決定について改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定の適用を受けることとなる職員で、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)の前日から、改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定による号給の号数から改正後の初任給規則第3条の2本文の規定による号給の号数を減じた数の年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が同月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日(人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める日)に採用され、同日から引き続き在職したものとみなして、同日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の2本文の規定による号給(人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める号給)を基礎として昇給等の規定(附則第5項の規定を含む。)を適用した場合に採用日に受けることとなる号給(次項において「特例号給」という。)とする。

3 前項の規定により号給を定められることとなる職員のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けることとなったとみなされる日が採用日前となる職員については、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなされる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

4 附則第2項の規定により号給を定められることとなる職員については、改正後の初任給規則第21条第1号の2から第3号まで及び第13号の規定は、適用しない。

5 任命権者は、新職員との均衡上必要があると認めるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、平成15年4月1日前から引き続き在職する職員を昇格させ、若しくは昇給させ、又は当該職員に係る昇給期間の短縮をすることができる。

